

第3章 「グリーン経営推進チェックリスト」の概要と使い方

1. 「グリーン経営推進チェックリスト」の体系

旅客船事業者及び内航海運業者のみなさんがグリーン経営を進めるために取り組むべき活動には様々なものがあります。このチェックリストでは、すべての事業者にぜひとも取り組んでいただきたい項目として次の6項目を取り上げました。

「1. 環境保全のための仕組み・体制の整備」の項目は、企業が環境保全の取組を一体となって進めるためには、まず、環境に関する方針を明確に示したうえで、責任者を決め、環境行動計画を策定し、従業員教育を進めるなどの計画的な取組が必要であるとの観点から取り上げました。

なかでも「行動計画の作成・見直し」の項目は、実効性のある環境保全の取組を進める上で大切なことから取り上げたものです。

「2. エネルギー効率の向上」及び「4. 船舶の点検・整備」の項目は、今、運輸業界に期待されているCO₂ガスの排出削減対策を進めるうえで効果的であり、かつ、不可欠な取組です。また、エネルギー経費を節減し経営と環境対策の両立を図るという観点からも重要な取組です。

「3. 大気汚染物質の排出抑制のための取組」の項目は、NO_xや大気汚染物質の排出削減などについて、大きな環境改善効果が得られますので率先して取り組むことが必要な項目として取り上げました。

「5. 廃棄物の発生抑制、適正処理およびリサイクルの推進」の項目は、船舶の運航に伴う環境保全対策だけでなく、陸揚げした廃棄物の処理に際しての二次公害の防止や、資源の有効活用等も運輸業にとって重要な取組として取り上げたものです。

「6. 管理部門（事務所）における環境保全の推進」の項目は、船舶運航の現場だけでなく、管理部門である事務所でも省エネルギー、廃棄物の削減や適正処理などに取り組み、会社全体で環境保全の取組を進めていくことが大切なことから取り上げました。

このチェックリストでは、以上のほか、事業者のみなさんに任意に取り組んでいただく事項の例として「社会とのコミュニケーション」を挙げています。これらの項目以外にも様々な項目があります。そうした取組についても、事業者のみなさんが、このチェックリストを参考にしつつ、その企業の実態に応じて任意に取り組むことが期待されます。

「グリーン経営推進チェックリスト」における評価項目の体系

評価項目		
大項目	小項目	チェック項目 (具体的取組項目：全 56 項目)
1. 環境保全のための仕組み・体制の整備	環境方針	<input type="checkbox"/> 会社、事業所等の環境保全への取組を示す環境方針を策定しており、環境方針には法規制の遵守など基本的な取組が示されている〔レベル1〕 <input type="checkbox"/> 環境方針には法規制の遵守に加えて自主的・積極的な取組を定めている〔レベル2〕 <input type="checkbox"/> 環境方針は、環境保全への取組状況をもとに、定期的な見直し、改善を行っている〔レベル3〕
	環境行動計画の作成・見直し	以下同様に、小項目ごとにチェック項目
	推進体制	
	従業員に対する環境教育	
2. エネルギー効率の向上（燃料消費量の削減）	燃料消費原単位等に関する定量的な目標の設定等	
	エネルギー効率の向上のための体制整備	
3. 大気汚染物質の排出抑制のための取組み	使用する燃料性状の向上に関する基準の設定等	
	NOx の排出抑制が期待できる機関の導入	
4. 船舶の点検・整備	点検・整備のための実施体制	
	性能維持、環境保全の観点から法定検査に係わる整備の他、独自の基準による定期的な点検整備の実施	
5. 廃棄物の発生抑制、適正処理およびリサイクルの推進	乗組員に対する廃棄物に関する教育	
	廃棄物の環境に配慮した処理	
	廃棄物の発生抑制、リサイクル	
6. 管理部門（事務所）における環境保全の推進	管理部門（事務所）における環境保全	
任意に設定する項目例：		
社会とのコミュニケーション	社会への取組のアピール	
	旅客に対する環境保全の啓発・働きかけ	

2. 「グリーン経営推進チェックリスト」の特徴

■ 取組内容に応じたレベルの設定（段階評価）

事業者が環境保全の取組について評価する際には、社会からどの程度の取組を求められているかを考慮に入れて評価することが重要です。

グリーン経営推進チェックリストでは、自社の環境保全の取組状況を自主的に評価できるように具体的な取組内容を評価項目（チェック項目）として示してあり、大項目及び小項目によって分野別に分類してあります。この評価項目（チェック項目）は取組の難易度に応じてレベル1（基本的な取組）からレベル3（先進的な取組）まで3段階にレベル分けされています。したがって自社の取組を評価する際に、このチェックリストに基づきどの項目まで実施できているかを把握することにより、取組の到達度（レベル）を3段階で評価できるようになっています。

チェックリストでこうした段階評価の考え方を取り入れることにより、取組の現状の把握のほか、前回評価と比較した進捗状況の把握や他の事業者との比較が可能になります。また、チェックリストでは取組のレベルを3段階で示していることから、さらに高いレベルの取組を目指すためには次にどのような内容について取り組めばいいのかが分かるようになっています。

評価項目（チェック項目）の3段階の評価尺度については、概ね次の基準により設定しています。

チェックリストにおけるレベル基準

	レベル1	レベル2	レベル3
レベル1	・現状把握 ・法規制の遵守 ・ <u>一般的・基本的取組</u>	・目標、計画に基づく取組の推進 ・ <u>積極的取組</u>	・実施結果の把握と取組の改善、見直し ・ <u>先進的取組</u>

なお、評価項目（チェック項目）に取り組む際には、基本的な項目（レベル1）から先進的な項目（レベル3）へと順次取組を進めていきます。はじめから全部の項目に取り組むのではなく、各社の事情に応じて取組のレベルを進め、取組項目を増やしていきますが、最終的には全ての項目への取組を目指します。

3. チェック結果のとりまとめと使い方

チェックリストによるチェック結果は、自社の取組の現状把握や取組のより一層の改善を進めるために使用します。

■ 自社の環境保全活動への取組状況の把握

チェックリストによりチェックした結果を、この章の末尾に掲載した「チェック結果集計・評価表」を使って以下のように整理します。

集計結果は、自社の取組内容や取組結果がどのランクにあるかなどを一覧で把握するのに有効です。

例えば、次の「チェック結果のとりまとめイメージ」に示すように、項目ごとに到達度を記入し相互に線で結ぶことによって、全体としての到達度を把握することが可能になります。また、前年度の把握結果と比較し、到達度レベルを結んだ線が右に移動していれば、全体としての到達度が向上したことがわかります。

チェック結果のとりまとめイメージ

チェック結果 集計・評価表

評価項目		取組レベルの評価	
大項目	小項目	該当なし	到達度 (到達しているレベルに○をつける)
1. 環境保全のための仕組み・体制の整備	環境方針		0-----1-----2-----3
	環境行動計画の作成・見直し		0-----1-----2-----3
	推進体制		0-----1-----2-----3
	従業員に対する環境教育		0-----1-----2
2. エネルギー効率の向上	燃料消費原単位等に関する定量的な目標の設定等		0-----1-----2-----3
	エネルギー効率向上のための体制整備		0-----1-----2-----3
3. 大気汚染物質の排出抑制のための取組	使用する燃料性状の向上に関する基準の設定等		0-----1-----2
	NOxの排出抑制が期待できる機関の導入		0-----1-----2
4. 船舶の点検・整備	点検・整備のための実施体制		0-----1-----2-----3
	性能維持、環境保全の観点から法定検査に係る整備の他、独自の基準による定期的な点検・整備の実施	ディーゼル・ガソリンエンジン	0-----1-----2-----3
		ガスタービン	0-----1-----2
5. 廃棄物の発生抑制、適正処理およびリサイクルの推進	乗組員に対する廃棄物に関する教育		0-----1-----2-----3
	廃棄物の環境に配慮した処理		0-----1-----2
	廃棄物の発生抑制、リサイクル		0-----1-----2-----3
6. 管理部門（事務所）における環境保全の推進	管理部門（事務所）における環境保全		0-----1-----2-----3

■ 取組の改善策の検討と継続的な取組の実施

集計表の結果をもとに、自社の取組目標を達成したかどうか、前年に比べてレベルが向上したかどうかなどの観点から評価し、その結果をもとに取組内容の見直しを行い、環境保全活動の効果が上がるよう改善策を検討します。

検討結果は新たな目標や取組内容の設定など次年度以降の行動計画の策定と計画に沿った取組につなげていきます。こうした一連の流れは「グリーン経営推進チェックリストを活用したグリーン経営の推進フロー」（5頁）に記述してあります。

チェック結果 集計・評価表

評価項目		取組レベルの評価		
大項目	小項目	該当 なし	到達度 (到達しているレベルに○をつける)	
1. 環境保全のための仕組み・体制の整備	環境方針		0-----1-----2-----3	
	環境行動計画の作成・見直し		0-----1	
	推進体制		0-----1-----2-----3	
	従業員に対する環境教育		0-----1-----2	
2. エネルギー効率の向上	燃料消費原単位等に関する定量的な目標の設定等		0-----1-----2-----3	
	エネルギー効率向上のための体制整備		0-----1-----2-----3	
3. 大気汚染物質の排出抑制のための取組	使用する燃料性状の向上に関する基準の設定等		0-----1-----2	
	NOxの排出抑制が期待できる機関の導入		0-----1-----2	
4. 船舶の点検・整備	点検・整備のための実施体制		0-----1-----2-----3	
	性能維持、環境保全の観点から法定検査に係る整備の他、独自の基準による定期的な点検・整備の実施	ディーゼル・ガソリンエンジン		0-----1-----2
		ガスタービン		0-----1-----2
5. 廃棄物の発生抑制、適正処理およびリサイクルの推進	乗組員に対する廃棄物に関する教育		0-----1	
	廃棄物の環境に配慮した処理		0-----1-----2	
	廃棄物の発生抑制、リサイクル		0-----1-----2-----3	
6. 管理部門（事務所）における環境保全の推進	管理部門（事務所）における環境保全		0-----1-----2-----3	